

分野別実施事項 > 5 . 投資等分野 > 個別実施事項 > 日影規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容
		対応方針案
17	駅舎や線路敷沿いの車庫における日影規制の見直し	駅舎や線路敷沿いの車庫について、地方自治体による建築基準法(昭和25 年法律第201 号)第56 条の 2 に基づく日影規制の条例による規制の実態を調査し、地方自治体の条例による日影規制の運用について検討し、 結論を得る。【平成29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
		都市計画で定められた用途地域や容積率に応じて日影規制の対象区域を設定している場合であっても、土地の合理的な高度利用を図ること等を目的として地区計画(再開発等促進区)を定めること等により、駅舎や鉄 道車庫の周辺を個別に指定して日影規制の対象区域から除いている事例等を周知する。
18	老朽化建築物 の建替えにお ける日影規制 の見直し	老朽化した建物やマンションの建替えについては、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の特例許可の 実態を調査し、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用について検討し、結論 を得る。【平成29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
		良好な市街地環境を実現するためには、都市計画全般の見直し状況も参考にしつつ、住宅の集積状況等の実態や地区計画等で示された将来の市街地像等も踏まえて、日影規制の対象区域や規制値等、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の条例について柔軟に見直しを行うことも重要である旨を周知する。また、不適格となる日影の生ずる土地が将来とも住宅のような建築物の敷地となるおそれがないものとして、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の特例許可を受けた事例を周知する。
19	都市再生緊急 整備地域内に おける日影規 制の見直し	都市再生特別地区の周辺地域における日影規制の実態を調査し、都市再生緊急整備地域内における日影規制 の適用区域の運用について検討する。【平成29 年度検討・結論】
		都市再生特別地区の指定に合わせ、周辺の開発動向等を踏まえながら、隣接地区を含めて地区計画(再開発等促進区)を定め、 <mark>当該地区計画の区域を</mark> 日影規制の対象区域から除いている事例を周知する。 また、都市再生緊急整備地域においては、引き続き、日影規制の弾力的な運用が図られるよう適切な対応を求める。